

「無人航空機検査事務規程の認可に関する手続きについて」等の一部改正（案）
に関する意見募集の結果について

令和6年5月24日

＜問い合わせ先＞
航空局安全部無人航空機安全課
TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省では、令和6年4月15日から令和6年5月21日までの期間において、「無人航空機検査事務規程の認可に関する手続きについて」等の一部改正（案）に関する意見の募集を行いました。その結果、1件のご意見を頂きました。（意見募集の内容に関連しないものを除く。）

頂いたご意見とそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重なご意見をお寄せ頂き、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No	ご意見（原文）	国交省の考え方	案修正の有無
1	(1) 背景で述べられているとおり、無人航空機の需要や期待が拡大していることについては異論がなく、そのために申請者の予見可能性を向上させること及び「無人航空機の型式認証等の手続き」（令和4年12月2日国空機第656号）の改正に準拠して登録検査機関における検査事務の履行に係る標準的な期間を設定すべきという状況は理解する。 (2) この時、 a) 型式認証における証明活動は基本的に申請者側が能動的に進めるものであることから、その進捗は申請者側のスケジュールに大きく依ることとなる b) 国からの検査の依頼時に必ずしも全ての必要書類が検査者側に提供されず、航空法施行規則に定められる12個ある申請書の添付書類のほかにも個々の試験報告書等の検査書類は、その後に適合性証明計画を申請者と検査者が合意のうえ検査期間を通じて継続的に提出されることとなることは、国における型式認証の検査と同様である。これらに加え、登録検査機関における審査の期間中には、特別要件等に係る適合性見解書を国と申請者間で調整することも想定される。そのため、本制度に標準処理期間を定めることは馴染まないと考えられる。 (3) そのうえで、今般の改正案について、以下のとおり指摘及び確認したい。 a) 改正案における標準的な期間は、サーキュラーNo.8-002の規定に準拠すると記述されているが、標準的な期間に関する国土交通省の考え方は令和6年3月27日付の意見募集結果に記述されたものと相違ないと考えてよいか確認させて頂き	(3)について a) 相違ございません。 b) 標準処理期間についてはサーキュラー8-003「無人航空機の型式認証等の手続き」2-5-1項及び2-5-2項に準拠するとしており、特別要件等を設定した場合標準処理期間は適用しないと定めておりますので、特別要件等に係る適合性見解書を国と申請者間で調整する期間も標準的な期間に含まれません。 c) ご指摘を踏まえ、「登録検査機関の登録及び検査事務規程の認可時の検査要領」（令和4年12月2日制定（国空無機第237269号））含め、「国から検査の依頼が」に修正いたします。	有

	たい。 b) 登録検査機関における検査の期間中には特別要件等に係る適合性見解書を国と申請者間で調整することも想定されるが、この期間は標準的な期間に含まれないと考えてよいか。 c) 「無人航空機検査事務規程の認可に関する手続きについて」の4.(11)の改正部分で「国から審査の依頼が」とある部分は「国から検査の依頼が」となるのが自然かと思われるが、「審査」の文言を使用した意図は何か。		
--	--	--	--